

## 西尾市狭あい道路の整備に係る後退用地等の確保に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の後退用地等の寄附に係る手続に関し必要な事項を定めることにより、狭あい道路の整備を促進し、もって交通の改善及び円滑化を図り、市民の安全かつ良好な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市長が認定した道路又は市が所有している土地のうち、幅員が1.8メートル以上4メートル未満の道で、一般の交通の用に供されているものをいう。
- (2) 道路後退線 狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線又は狭あい道路ががけ地、水路、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等と狭あい道路の境界線から狭あい道路側に水平距離4メートルの線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路の境界線と道路後退線との間にある土地をいう。
- (4) すみ切り用地 狭あい道路の道路後退線が他の道路の境界線（当該他の道路が狭あい道路である場合は、道路後退線）と交わる箇所（角地）の交差角を挟む二辺を含む土地で、次に掲げるものをいう。
  - イ 角地の交差角が60度以上120度以内の場合にあつては、当該交差角を挟む二辺の長さが等しくなる点を結ぶ直線が3メートルとなる線と当該二辺とによって囲まれる三角形の範囲の土地
  - ロ 角地の交差角が60度未満の場合にあつては、市長が一般交通の見通しを確保するために必要と認める範囲の土地
- (5) 工作物等 門柱、塀、擁壁、樹木その他これらに類するものをいう。
- (6) 整備 市が狭あい道路に係る後退用地又は後退用地と併せてすみ切り用地について、その所有者から寄附を受けた当該用地について道路の一部として利用が可能な状態にすることをいう。

### (対象としない狭あい道路)

第3条 狭あい道路が次のいずれかに該当する場合は、整備の対象としない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許

可を受けようとする開発行為の区域内に存在する場合（自己の業務及び自己の居住の用に供する建築物の建築で開発許可を受けようとするものは除く。）

- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条の規定による土地区画整理事業の施行区域内に存在する場合
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定によるものの他、農村振興総合整備事業（農村集落道整備計画の区域に限る。）の施行区域内に存在する場合
- (4) その他市長が不相当と認める場合

2 市長は、後退用地又はすみ切り用地が、次のいずれかに該当する場合は、その寄附を受けないものとする。

- (1) 地形上狭あい道路の整備を行うことが著しく困難である場合
- (2) 市が所有することを制限する抵当権等の物権が設定されている土地で、権利の解除が困難である場合
- (3) その他市長が不相当と認める場合  
（狭あい道路に関する協議）

第4条 狭あい道路に接する土地において、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項（建築基準法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出
- (2) 後退用地の利用の方法及び形態等を変更しようとする場合で、法令の手続きが必要なときはその法令に基づく書類の提出

2 協議を行おうとする者は、狭あい道路後退事前協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の協議書の提出があった場合は、その内容を審査し、協議が完了したときは、狭あい道路後退協議済書（様式第2号）により前項の規定する協議を行った者に交付するものとする。

4 第1項の規定による協議をする者は、当該後退用地の関係権利者の同意を得るものとする。

（寄附申請）

第5条 後退用地又は後退用地と併せてすみ切り用地（以下これらを「後退用地等」という。）を市に寄附しようとする者（以下「寄附申請者」という。）

は、後退用地等寄附申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（境界の確定）

第6条 寄附申請者（法人である場合を除く。）は、前条の申出書を提出した場合において、寄附に係る後退用地等を含む土地の境界が確定していない場合は、後退用地等境界測量実施申請書（様式第4号）を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の寄附申請者と協議のうえ当該土地の境界が確定したときは、道路境界確認書（様式第5号）を寄附申請者に発行するものとする。

（工作物等の撤去）

第7条 寄附申請者は、前条の規定により、寄附に係る後退用地等を含む土地の境界が確定した場合において、当該寄附に係る後退用地等に工作物等が現存するときは、速やかに工作物等の撤去を行わなければならない。

2 工作物等の所有者は、前項の規定により工作物等の撤去を完了したときは、工作物等撤去完了届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 速やかに工作物等を撤去することが著しく困難な場合は、その理由及び撤去の計画を明示した道路後退に関する誓約書（様式第6号別紙）を提出した上で、工作物等の撤去を期間を定めて猶予することができる。

（後退用地等の寄附）

第8条 第5条の規定により寄附に係る後退用地等を含む土地の境界が確定し、当該寄附に係る後退用地等に撤去すべき工作物等が存在しない場合は、寄附申請者は、後退用地等寄附申出書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（分筆及び登記）

第9条 市長は、前条の書類が提出されたときは、後退用地等について分筆及び所有権移転登記を行うものとする。

2 市長は、前項の登記が完了したときは、寄附申請者に対し後退用地等寄附受納通知書（様式第8号）によりその旨通知するものとする。

（後退用地等の工事等）

第10条 市長は、所有権移転登記が完了したときは、後退用地等の整備を行い、見やすい位置に後退用地等の整備済みを証する表示杭を設置するものとする。

2 後退用地の構造は、原則として既存道路の構造と同様とする。

（測量等の費用負担）

第11条 市長は、寄附申請が虚偽若しくは不正の事実に基づいた場合又は寄附申請者の事由により後退用地等の寄附受納ができない場合は、寄附申請者に後退

用地等に係る境界測量、分筆及び所有権移転の登記申請の手續きに要する経費を負擔させるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。